

## 別添

## 主任技術者等の兼務の条件について

主任技術者又は現場代理人（以下「主任技術者等」という。）の兼務の件数については次表のとおりであり、他に配置されている工事とこれから配置しようとする工事が以下の条件を満たす場合に限り、兼務を認める。

【兼務件数一覧表】

主任技術者		現場代理人	
工事金額(税込)	兼務件数	工事金額(税込)	兼務件数
[設計金額] 1億円以上	<b>兼務不可</b>  <b>《緩和》</b> <b>【災害復旧工事を含む場合】</b> ※密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が1.5km以内の公共工事(※2)に限り <b>3件以下</b> ※以下①の要件(ア)を除くを満たす公共工事に限る ※本局が兼務を認めないと判断した工事及び単価契約の工事は兼務不可 ※監理技術者の場合は兼務不可	[設計金額] 1億円以上	<b>兼務不可</b>  <b>《緩和》</b> <b>【災害復旧工事を含む場合】</b> ※密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が1.5km以内の公共工事(※2)に限り <b>3件以下</b> ※以下②の要件(ア)を除くを満たす公共工事に限る ※本局が兼務を認めないと判断した工事及び単価契約の工事は兼務不可
[設計金額] 1億円未満	<b>2件以下</b> 以下①の要件をすべて満たす公共工事に限る ※本局が兼務を認めないと判断した工事及び単価契約の工事は兼務不可  <b>《緩和》</b> <b>【災害復旧工事を含む場合】</b> ※密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が1.5km以内の公共工事(※2)に限り <b>3件以下</b> ※以下①の要件(ア)を除くを満たす公共工事に限る ※本局が兼務を認めないと判断した工事及び単価契約の工事は兼務不可 ※監理技術者の場合は兼務不可	[設計金額] 1億円未満	<b>2件以下</b> 以下②の要件をすべて満たす公共工事に限る ※本局が兼務を認めないと判断した工事及び単価契約の工事は兼務不可  <b>《緩和》</b> <b>【災害復旧工事を含む場合】</b> ※密接な関係(※1)があり、全ての工事箇所の間隔が1.5km以内の公共工事(※2)に限り <b>3件以下</b> ※以下②の要件(ア)を除くを満たす公共工事に限る ※本局が兼務を認めないと判断した工事及び単価契約の工事は兼務不可
[請負金額] 3,500万円未満 (7,000万円未満)	<b>3件以下</b> ※本局が定める区域内(※3)の請負金額3,500万円未満(7,000万円未満)の災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く	[請負金額] 3,500万円未満 (7,000万円未満)	<b>2件以下</b> 以下②の要件をすべて満たす公共工事に限る(ただし、本局が定める区域内(※3)の請負金額3,500万円未満(7,000万円未満)の災害復旧工事への②の要件は適用しない) ※本局が定める区域内(※3)の請負金額3,500万円未満(7,000万円未満)の災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く
[請負金額] 500万円未満 (1,500万円未満)	<b>5件以下</b> ※本局が定める区域内(※3)の請負金額3,500万円未満(7,000万円未満)の災害復旧工事に係る主任技術者等の件数を除く		※本局が兼務を認めないと判断した工事及び単価契約の工事は兼務不可(ただし、単価契約の工事は、本局が定める区域内(※3)の請負金額3,500万円未満(7,000万円未満)の災害復旧工事との兼務を無制限に認める)

## 【留意事項】

- (1) 兼務件数は、最終的に配置される工事件数（主任技術者等として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合を含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額であることを要する。

- (2) 対象の工事金額の（ ）内の金額は、建築一式工事の場合を示す。
- (3) 監理技術者については、専任義務があるため、他の工事の兼務は認められない。
- (4) 兼務する全ての工事が請負金額 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）の工事（単価契約の工事を含む。）において、本局が定める区域内（※3）の請負金額 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）の災害復旧工事の主任技術者等は、兼務件数としてカウントしない。（兼務する全ての工事が請負金額 3,500 万円未満（建築一式工事にあつては 7,000 万円未満）かつ本局が定める区域内であれば、災害復旧工事は無制限とする。）
- (5) 請負金額 3,500 万円以上（建築一式工事にあつては 7,000 万円以上）の主任技術者等は、災害復旧工事を含む場合、密接な関係（※1）があり、全ての工事箇所の間隔が 15km 以内の公共工事（※2）であれば 3 件まで兼務を認める。

#### 【兼務できる要件】

##### ① 主任技術者

- (ア) 密接な関係がある工事（※1）で、相互の間隔（直線距離）が 10km 以内であり、工事場所が本局の定める区域内（※3）であること。
- (イ) 兼務の申請にあたり、下請けの予定（下請代金等）を明らかにすること。
- (ウ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- (エ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（※4）の写しを提出（※5）できること。

##### ② 現場代理人

- (ア) 密接な関係がある工事（※1）で、相互の間隔（直線距離）が 10km 以内であり、工事場所が本局の定める区域内（※3）であること。
- (イ) 工事現場不在時の連絡体制が確保されていること。
- (ウ) 監督員等の求めにより、速やかに工事現場に向かう等適切な対応ができること。
- (エ) 既に契約している工事の発注者が兼務を承認し、そのことを証する書面（※4）の写しを提出（※5）できること。

※1 密接な関係がある工事とは、工作物に一体性又は連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事をいう。

※2 本局が定める区域内に限定しない。

※3 本局が定める区域内とは、広島市内、安芸郡府中町内又は安芸郡坂町内をいう。

※4 兼務の承認申請の様式については、広島市水道局のホームページ

(<http://www.water.city.hiroshima.jp/>) の「事業者の方へ」→「広島市水道局工事書式集」に掲載している。

・（施工様式－47）主任技術者・現場代理人の兼務について（申請）・・・兼務2件用

・（施工様式－47－1）主任技術者・現場代理人の兼務について（申請）・・・兼務3件用

※5 兼務を承認していることを証する書面の写しは、原則開札日の翌々日（広島市の休日を除く。）の午後5時までに入札公告に記載した工事担当課に提出できること。

#### 【災害復旧工事の対象】

災害復旧事業（国庫補助事業に限定せず、類する単独事業も含む。）による工事（緊急工事等施行依頼書による工事も含む。）

<対象事業の例示>

- |                   |                                  |
|-------------------|----------------------------------|
| (1) 水道施設の災害復旧事業   | (2) 公共土木施設の災害復旧事業（改良復旧を含む。）      |
| (3) 公立学校施設の災害復旧事業 | (4) 公営住宅等の災害復旧事業                 |
| (5) 堆積土砂の排除事業     | (6) 農地、農業用施設、林道の災害復旧事業（改良復旧を含む。） |